

観音寺市水防計画

令和5年度

観音寺市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 機 構	1
第3節 責 任	1
1. 水防管理団体の責任	1
2. 水防本部の責任	1
3. 一般市民の責任	1
第4節 安全配慮	1
第5節 津波における留意事項	1
第6節 用語の定義	2
1. 重要水防区域	2
2. 水防団待機水位	2
3. 氾濫注意水位	2
4. 避難判断水位	2
5. 氾濫危険水位	2
第2章 水防組織及び重要水防区域	3
第1節 水防本部の設置及び事前措置	3
1. 水防本部の設置	3
2. 水防本部の解散	3
3. 水防本部設置前の措置	3
第2節 水防本部の組織及び事務分掌	4
1. 水防本部の組織	4
2. 事務分掌	4
3. 災害対策本部への移行	11

4. 知事が行う水防警報	11
(1) 知事の行う水防警報河川	11
(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元	11
(3) 水防警報の種類・内容と発表基準	12
(4) 知事の行う高潮、津波に関する水防警報河川及び海岸	13
(5) 種類と内容	13
(6) 発表基準	13
(7) 津波警報・注意報、津波予報及び津波情報	14
(8) 水防警報伝達系統	15
5. 知事が行う水位情報の受報と住民周知	16
(1) 水位周知河川の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関	16
(2) 水位周知河川の基準水位観測所の諸元	16
(3) 水位周知海岸の実施海岸・区域・基準地点・実施担当機関	17
(4) 水位周知海岸の基準潮位観測所の諸元	17
(5) 伝達系統	17
6. 市の水防体制	17
(1) 気象通報	17
(2) 水防の準備	17
(3) 雨量、水位、潮位報告	18
(4) 堰堤水門の操作	18
(5) 量水標の水防団待機水位及び氾濫注意水位	19
(6) 監視及び警戒	19
(7) 出動	19
(8) 水防用設備資材器具	23
(9) 公用負担	24
(10) 決壊等の通報	26
(11) 避難のための立ち退き	26
(12) 水防解除	26
(13) 水防通信連絡	26
(14) 輸送	27
(15) 水防報告と水防記録	27
(16) 水防訓練等	27
第3節 重要水防区域	28
表1. 河川重要水防区域	29
表2. ため池重要水防区域	30
表3. 海岸重要水防区域	36

表 4. 港湾重要水防区域	36
表 5. 漁港重要水防区域	37
表 6. 急傾斜地危険箇所	37
表 7. 土石流危険区域	41
表 8. 地すべり危険箇所	46
第 3 章 雨量・水位・潮位の観測通報及び連絡	47
第 1 節 雨量・水位・潮位の観測	47
第 2 節 雨 量	47
1. 雨量の観測	47
2. 雨量の通報	47
第 3 節 水 位	47
1. 水位の観測	47
2. 水防団待機水位	48
3. 氾濫注意水位	48
4. 観測開始水位	48
5. 氾濫開始水位	48
6. 水位の通報	48
第 4 節 潮 位	50
1. 潮位の観測	50
2. 潮位の通報	50
第 4 章 高堰堤・主要水門	51
表 9. 高堰堤	51
表 10. 主要水門	51
第 5 章 水防用設備資器材の状況	52
参考資料	
*水防法	1
*観音寺市防災会議条例	29
*観音寺市防災会議運営要綱	32

* 観音寺市災害対策本部条例	34
* 観音寺市防災対策推進会議設置要綱	35
* 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	37
* 観音寺市防災行政無線局一覧表	42

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づいて、香川県の水防計画に準じ、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、水防上必要な諸体制の大綱を定め、関係各機関と緊密な連携のもとに、総合的かつ計画的な水防行政の推進を図ることを目的とする。

第2節 機 構

観音寺市水防本部 観音寺市の管内における水防を統括するため水防本部を設置する。
観音寺市水防本部長 観音寺市長（水防管理者）とする。

第3節 責 任

1. 水防管理団体の責任

現下災害のひん発する情勢とその甚大なること、復旧の困難な実情にかんがみ、本市水防機関は郷土を災禍から守るため組織の強化と資材器具等の整備拡充を図り、あらゆる事態に対処し、適切な水防活動を行い、水防効果を十分に発揮できるように努めなければならない。

2. 水防本部の責任

市内における水防態勢の強化、組織の確立を図り、水防計画に基づいて水防任務を十分に果たさなければならない。

3. 一般市民の責任

常に気象、水防状況に注意し、水害が予想される場合には進んで水防に協力しなければならない。

第4節 安全配慮

大雨、洪水又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者は自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波における水防活動は、気象庁が発表する津波情報（「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等）を確認し、現場までの移動時間、水防活動時間、退避時間を考慮のうえ、自らの安全確保を最優先するものとする。

また水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオなどにより最新情報を得ることとする。

第6節 用語の定義

1. 重要水防区域

市長が、洪水、台風等により堤防の決壊、溢水、越波等のため市民経済上相当の損害を生ずる恐れがあるとして指定した河川、ため池、海岸、港湾、漁港等をいう。

2. 水防団待機水位

水防法第12条第1項に規定される「通報水位」。この水位に達した場合、量水標管理者は水位の状況を関係機関に通報しなければならない。

3. 氾濫注意水位

水防法第12条第2項に規定される「警戒水位」。この水位に達した場合、量水標管理者は水位の状況を公表しなければならない。

4. 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

5. 氾濫危険水位

避難指示等の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれのある水位。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される「特別警戒水位」に相当する。

第2章 水防組織及び重要水防区域

第1節 水防本部の設置及び事前措置

1. 水防本部の設置

水防本部は、高松地方気象台より大雨、洪水、高潮警報又は津波注意報が発表されたとき、台風の接近に伴う暴風の警報が発表されたとき、若しくは、大雨、洪水、高潮、津波等に対する危険があると市長（水防管理者）が認めたときから、危険が解消されるまでの間、設置する。

2. 水防本部の解散

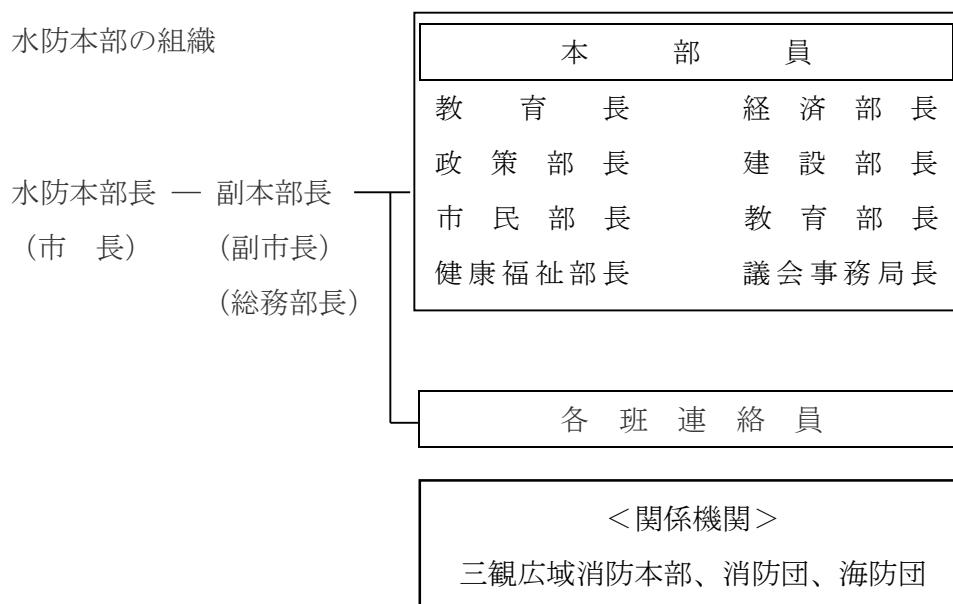
水防本部は水害の危険が解消したと認められるとき、又は水害応急対策がおおむね終了したと認めるとき解散する。

3. 水防本部設置前の措置

- (1) 気象等の注意報及び情報等により水防上必要があると認めるとき、水防本部が設置されるまでの間の水防事務は、観音寺市組織規則に基づき、総務部危機管理課において処理する。
- (2) 休日又は勤務時間外等において、水防上緊急連絡事項が生じたとき又は気象等の注意報及び情報を受信した守衛は、直ちに危機管理課長に通報して指示を受けなければならない。

第2節 水防本部の組織及び事務分掌

1. 水防本部の組織



2. 事務分掌

- ◎本部長 観音寺市水防計画に基づき全般を指揮監督し、水防活動の万全を期するものとする。
- ◎副本部長 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- ◎本部員 教育長及び各部長とする。

◎本部各班の所掌事務

本部各班の所掌事務

部名	班名	担当課名	班長	分掌事務
政策部	情報・動員班	企画課	企画課長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめの統括に関すること 2 土嚢の作製に関すること
	避難所班	ふるさと活力創生課	ふるさと活力創生課長	1 避難所の開設、事務に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
	広報班	秘書課	秘書課長	1 広報車による避難指示等の住民周知に関すること 2 ツイッター・フェイスブック・LINEによる避難指示等の住民周知に関すること 3 報道機関の対応に関すること
	情報班	プロジェクト推進課	プロジェクト推進課長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめの統括に関すること
総 務 部	総務調整班 【事務局】	危機管理課	危機管理課長	1 本部の運営に関すること 2 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 3 各部の連絡調整に関すること 4 災害応急対策の統括及び調整に関すること 5 消防団、海防団との連絡調整に関すること 6 国、県及び自衛隊等への応援要請に関すること 7 職員の動員、作業の指示に関すること 8 市民の安否確認に関する統括
	情報班		防災企画係長	1 県への対応に関すること (避難状況報告等) 2 報道機関の対応に関する補佐
			地域防災係長	1 市民等からの被害情報の対応及び取りまとめに関すること
	避難所班	総務課	総務課長	1 避難所の開設、事務に関すること
	応援班	税務課	税務課長	1 大野原支所への応援に関すること 2 現地確認に関すること
市 民 部	地域支援班	地域支援課	地域支援課長	1 交通関係機関との連絡調整に関すること 2 災害ボランティアに関すること (市社会福祉協議会との連絡に関すること)
	市民班	市民課	市民課長	1 応急食料の確保、配給に関すること (状況に応じて、学校給食班との調整が必要となる。) 2 葬祭施設の保全管理に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
	生活環境班	生活環境課	生活環境課長	1 災害ごみに関すること 2 ごみ処理施設の保全管理に関すること
	応援班	生活環境課	環境保全係長	1 豊浜支所への応援に関すること
		人権課	人権課長	1 豊浜支所への応援に関すること
	支所班	大野原支所	支所長	1 支所管轄の災害応急対策の総括及び調整に関する こと 2 本部事務局との連絡調整に関すること 3 動員職員に対する指示に関すること 4 独居老人等災害弱者に関すること 5 避難所の開設、事務に関すること 6 河川、港湾、道路等の土木施設の災害対応に関する こと 7 農地、農業用施設及び山林等の災害対応に関する こと 8 土嚢の作成に関すること 9 応急食料の確保、配給に関すること
		豊浜支所	支所長	1 支所管轄の災害応急対策の総括及び調整に関する こと 2 本部事務局との連絡調整に関すること 3 動員職員に対する指示に関すること 4 独居老人等災害弱者に関すること 5 避難所の開設、事務に関すること 6 河川、港湾、道路等の土木施設の災害対応に関する こと 7 農地、農業用施設及び山林等の災害対応に関する こと 8 土嚢の作成に関すること 9 応急食料の確保、配給に関すること
		伊吹支所	支所長	1 島しょ部の災害応急対応に関すること 2 情報収集及び伝達等に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
健康福祉部	福祉班	社会福祉課	社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 日赤奉仕団との連絡に関すること 2 災害救助法の事務に関すること 3 義援見舞金品等の受付及び配分に関すること 4 救援物資の保管と配給に関すること 5 障害者等災害弱者に関すること 6 避難所での対応に関すること（避難所班の応援） 7 り災による身元不明死者の収容及び埋火葬に関すること
	高齢介護班	高齢介護課	高齢介護課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 独居老人に関すること 2 災害時における要配慮者の避難支援に関すること 3 要介護者の避難に関すること 4 担当施設の保全及び被害調査に関すること 5 避難所での対応に関すること（避難所班の応援）
	支援班	子育て支援課	子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 担当施設の保全に関すること 2 避難所での対応に関すること（避難所班の応援）
	支援班	こども未来課	こども未来課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所等との連絡調整に関すること 2 担当施設の保全に関すること 3 避難所での対応に関すること（避難所班の応援）
	健康増進班	健康増進課	健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 救護班編成派遣に関すること 2 協力医療機関との連絡に関すること 3 感染症患者の収容及び防疫に関すること 4 避難所での対応に関すること（避難所班の応援）
経 済 部	農林水産班	農林水産課	農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地及び山林等の災害対応に関すること 2 農業用施設及び漁業施設等の災害対応に関すること 3 農林水産業関係の被害調査に関すること 4 家畜等の防疫に関すること 5 ため池の放流等の連絡に関すること 6 支所との連絡調整に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
	応援班	地籍調査課	地籍調査課長	1 大野原支所への応援に関する事 2 現地確認に関する事
	商工観光班	商工観光課	商工観光課長	1 担当施設の保全及び被害調査に関する事 2 商工業関係団体への協力要請に関する事
建 設 部	建設班	建設課	建設課長	1 道路、橋りょうの被害調査及び災害対応に関する事 2 河川、港湾施設、海岸等の被害調査及び災害対応に関する事 3 がけ崩れ等の災害対応に関する事 4 建設資材の調達に関する事 5 災害救助用仮設住宅の建設に関する事 6 支所との連絡調整に関する事 7 建築施設の応急対策に関する事
	都市整備班	都市整備課	都市整備課長	1 災害現地の救援、出動に関する事 2 公園施設等の保全及び被害調査に関する事 3 浸水家屋等の被害調査に関する事 4 被災建築物・宅地危険度の判定に関する事 5 公営住宅（空き室）の入居斡旋に関する事 6 公営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 7 建設班の応援に関する事
	下水道班	下水道課	下水道課長	1 下水ポンプ場及び下水処理場の保全管理に関する事 2 排水対策に関する事 3 し尿、汚水等の汲取り処理に関する事
会計管理者	応援班	会計課	会計管理者	1 大野原支所への応援に関する事
教 育 部	総務班	教育総務課	教育総務課長	1 教育部各班の調整及び事務局との連絡調整に関する事 2 避難所（小・中学校、幼稚園、市民会館）の開設に関する事（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること）

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
				3 学校施設等の被害調査に関すること
	学校教育班	学校教育課	学校教育課長	1 児童・生徒等の避難に関すること 2 被災学校及び被災児童・生徒等の教育・保健管理に関すること
	応援班	学校教育課	学校教育課長 補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	文化振興班	文化振興課	文化振興課長	1 避難所（公民館）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 2 施設利用者の安全確保に関すること 3 施設の管理・保全に関すること
	応援班	文化振興課	文化振興課長 補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	市民スポーツ班	市民スポーツ課	市民スポーツ課長	1 避難所（体育館）の開設に関すること（避難所班と避難所の職員対応について連絡とること） 2 施設利用者の安全確保に関すること 3 スポーツ施設の管理・保全に関すること
	応援班	市民スポーツ課	市民スポーツ課長補佐	1 豊浜支所への応援に関すること
	学校給食班	学校給食課	学校給食課長	1 炊出しに関すること（市民班と食料の供給について、連絡・調整すること） 2 給食施設の管理・保全に関すること
その他事務局	議会事務局班	議会事務局	議会事務局長	1 市議会の連絡に関すること
	応援班	議会事務局	議会事務局次長	1 大野原支所への応援に関すること
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	1 大野原支所への応援に関すること
		監査委員事務局	監査委員事務局長	1 大野原支所への応援に関すること

部 名	班 名	担当課名	班 長	分 掌 事 務
		農業委員会 事務局	農 業 委 員 会 事 務 局 長	1 豊浜支所への応援に関すること

◎三観広城南消防署（消防班）

市水防本部設置後、消防署長等が本部に待機し、本部長と連携して水防活動、救助・救急活動に当たる。

- 災害危険箇所の視察警戒 ●水防・消防活動 ●救助救急活動

◎地区隊（消防団、海防団）

- | | | | |
|-------------|-----|-------|--------------|
| ○消防団（22 箇隊） | 総指揮 | 消防団長 | |
| | 隊 長 | 分 団 長 | 警戒・工作活動の現場指揮 |
| | 隊 員 | 分 団 員 | 警戒・工作活動 |
| ○海防団（2 箇隊） | 総指揮 | 海防団長 | |
| | 隊 長 | 救助隊長 | 警戒・工作活動の現場指揮 |
| | 隊 員 | 救助隊員 | 警戒・工作活動 |

(イ) 消防班は各班と協力して防災にあたるものとする。

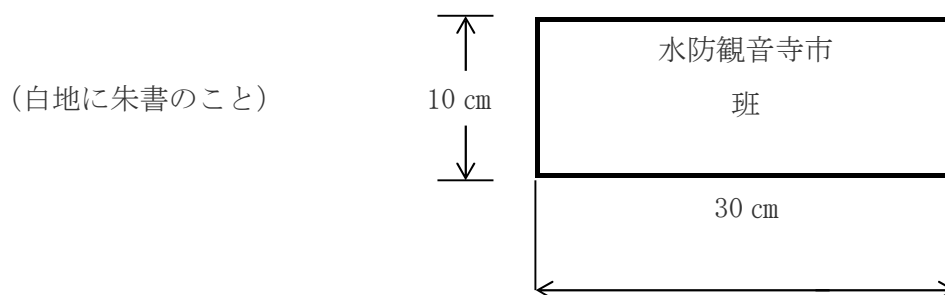
(ロ) 地区隊は消防分団員、海防団員をもって編成し、地区隊長（各消防分団長、各海防救助長）は主として現場作業の統一指揮権を有するものとし、水防管理者（市長）の代行者としての職員の権限を侵してはならない。

(ハ) 各班・隊の相互間にはよく連絡を密にするとともに常にその系統を経て報告しなければならない。

(ニ) 災害の状況により本部付各課かい長は各課職員を招集し処理するものとする。

(ホ) 水防本部設置前の執務時間外の水防本部の連絡任務については、危機管理課において受理し、課員は直ちにこれを副市長に通知するものとする。

(ヘ) 市役所職員が水防に従事するときは、次の腕章をつけるものとする。



3. 災害対策本部への移行

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項に基づき、観音寺市災害対策本部が設けられたときは、水防本部は災害対策本部に統括される。

4. 知事が行う水防警報

水防法第16条の規定により知事が指定した河川についての水防警報の発表があったとき、又は高潮及び津波に関する水防警報の発表があったとき、水防管理者は、以下に示す水防体制をただちに水防団に通知する。

(1) 知事の行う水防警報河川

河川名	区 域		延長	基準水位 観測所	関係水防 管理団体		
財田川 (下流)	幹川	左岸	香川県観音寺市本大町 字江藤道東779番地4地先 (三豊市との行政界)	から海まで (河口)	6.65Km	稲積橋	観音寺市 三豊市
		右岸	同県三豊市豊中町本山 字四ツ足西770番地先				
柞田川	幹川	左岸	香川県観音寺市大野原町 丸井73番地地先 (福田川合流点)	から海まで (河口)	6.60Km	黒淵橋	観音寺市
		右岸	同県同市同町 丸井694番地地先				

(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位観測所	地 先 名	位 置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位
財田川 (下流)	稲積橋	観音寺市村黒町	河口より 1.9Km	2.20m	3.00m
柞田川	黒淵橋	観音寺市柞田町	河口より 1.8Km	2.20m	2.80m

(3) 水防警報の種類・内容と発表基準

(イ) 種類と内容

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。
情 報	増水状況、河川状況等を適宜提供する。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

(ロ) 発表基準

待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
水位が氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	気象台から大雨、洪水、高潮、津波に関する警報が発令されている場合で、かつ水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する。	水防作業を必要としなくなったとき

河川名	基準水位観測所	待 機	準 備※	出 動	情 報	解 除
財田川 (下流)	稲 積 橋	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が2.20mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	水位が3.00mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき
柞田川	黒 淵 橋	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が2.20mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	水位が2.80mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき

※警報のうち「準備」の発表については、気象台から大雨、洪水、高潮、津波に関する注意情報又は警報が発令されている場合に限る。

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については、省略することがある。

(4) 知事の行う高潮、津波に関する水防警報河川及び海岸

(ア) 高潮

対 象	範 囲
沿岸市町	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町の7市5町

(イ) 津波

対 象	範 囲
沿岸市町	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町の7市5町

(5) 種類と内容

(ア) 高潮

種 類	内 容
準備及び出動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、水防団員を出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

(イ) 津波

種 類	内 容
出 動	陸閘や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、気象庁からの情報により水防団員の安全が確保できる場合のみ、出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

(6) 発表基準

(ア) 高潮

種 類	発 表 基 準
準備及び出動	高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき。又は台風の接近に伴う高潮注意報が発表されたとき。(自動発表)
解 除	高潮注意報が解除されたとき。(自動発表)

(イ) 津波

種 類	内 容
出 動	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。(自動発表)
解 除	津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。(自動発表)

(7) 津波警報・注意報、津波予報及び津波情報

(ア) 注意報及び警報の種類

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(イ) 津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(ウ) 津波情報

	情報の種類	発表内容
津波 情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報・津波注意報の基準を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(8) 水防警報伝達系統

【財 田 川・柞 田 川】



5. 知事が行う水位情報の受報と住民周知

水防法第 13 条の規定により知事が指定した河川について、西讃土木事務所長から次に示す計画に基づき水位又は流量等の水位情報を受け、基準水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき、水防管理者（市長）は防災無線、広報車等により住民に周知を行うものとする。

(1) 水位周知河川の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関

河川名	区 域		延 長	基準水位観測所	実施担当機関	
財田川 (下流)	幹川	左岸	から海まで (河 口)	6.65Km	稲積橋	西 讃 土木事務所
		右岸				
柞田川	幹川	左岸	から海まで (河 口)	6.60Km	黒渕橋	西 讃 土木事務所
		右岸				

注) () 内書は、水位情報の通知の際の呼称である。

(2) 水位周知河川の基準水位観測所の諸元

河川名	基準水位観測所	地 先 名	位 置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
財田川 (下流)	稲 積 橋	観音寺市 村黒町	河口より 1.9 km	2.20m	3.00m	3.15m	3.40m
柞田川	黒 渕 橋	観音寺市 柞田町	河口より 1.8 km	2.20m	2.80m	3.35m	3.65m

水防法第 13 条の規定により知事が指定した海岸について、西讃土木事務所長から次に示す計画に基づき水位を示して水位情報を受け、水防管理者（市長）は防災無線、広報車等により住民に周知を行うものとする。

(3) 水位周知海岸の実施海岸・区域・基準地点・実施担当機関

区域名	区域		基準潮位観測所	実施担当機関名
ブロック 1	燧灘沿岸	観音寺市	観音寺港	西讃土木事務所

(4) 水位周知海岸の基準潮位観測所の諸元

区域名	基準潮位観測所	位置	高潮特別警戒水位
ブロック 1	観音寺港	観音寺市観音寺町	T.P+2.52m

(5) 伝達系統



6. 市の水防体制

(1) 気象通報

高松地方気象台が気象予報を発表したときは、水防管理者はこれを水防団及び消防機関等に通知する。気象予報の収集にあたっては、防災情報システム等により行うこととする。

(2) 水防の準備

高松地方気象台より注意報及び警報の通知があったときは、その状況に応じ次の各号により市の水防準備体制を整えなければならない。

- (イ) 総務部長は水防管理者（市長）に報告し水防本部構成準備をすると同時に各部長に通報しなければならない。
- (ロ) 総務部長は、前記予報を受けた時は総指揮者である消防団長及び海防団長に通報するものとする。通報を受けた総指揮者（消防団長、海防団長）は、各地区隊長（各消防分団長、各海防救助長）に通報するものとする。
- (ハ) 各地区隊長（各消防分団長、各海防救助長）は前記通報を受けた時は人員の召集、準備、機械器具、資材の点検等を行い、準備体制を整えなければならない。
- (ニ) 建設部長は、前記予報を受けたときは建設課長と協議し、最小限度の要員の招集を行い、必要箇所に人員を派遣できる準備をしなければならない。
- (ホ) 総務部長は危機管理課長に命じ、直ちにこれに関係機関に通報し、なお、必要があると認めるときは、広報車その他の方法により管内一般に周知するものとする。

(3) 雨量、水位、潮位報告

(イ) 雨 量

水防本部長（市長）は、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用して情報収集し、気象観測結果の把握に努め、必要事項を管内関係機関に連絡する。

(ロ) 水 位

水防本部長（市長）は、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用して情報収集し、水位の変動を必要がある場合に関係機関に連絡する。

(ハ) 潮 位

水防本部長（市長）は気象台の潮位表により潮位の変動に注意するとともに、気象状況の通報を受けた高潮の危険が察知されたときは、香川県防災情報システムを利用して情報収集し、潮位の動向を監視し所定の報告を行うものとする。

ただし、下記の場合は報告と同時に南消防署長に連絡をとり、消防班員を警戒配置するものとする。

(a) 大潮時中心気圧 970 ヘクトパスカル以下の台風が西日本に上陸するおそれのある場合

(b) 潮位が観音寺港潮位読み取り数字において、4.1メートル以上となるおそれのあるとき

雨量・水位・潮位につき、関係先より受けた報告は、必要ある場合は観音寺警察署に通知するものとする。

(4) 堰堤・水門の操作

(イ) 堰堤・水門（洪水）

堰堤、溜池等の管理者（操作担当者）は気象状況の通知を受けたとき、又は状況により堰堤、余水吐、排水門を開放し、水位の低下をはかる等適切な措置をとること。

なお、操作についてはそれぞれ関係管理団体において所定の基準あるいは規定に従い確実な操作を実施する。

市内の高堰堤・主要水門は第4章のとおりである。

(ロ) 水門・陸閘（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減・防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、気象注意報・警報等の通知を受けたとき、又は潮位等の気象状況を考慮し、浸水のおそれがあると認めるときは、所定の基準あるいは規定に従い確実な操作を実施する。

なお、陸閘の閉鎖は次の注意報・警報を基準とする。

(a) 高潮注意報（台風等によるもの）、高潮警報、高潮特別警報

(b) 津波注意報、津波警報、大津波警報

(ハ) 安全配慮

水門・陸閘の操作を行う場所に、避難指示等が発令された場合には、操作員の安全確保のための避難を優先する。

(5) 量水標の水防団待機水位及び氾濫注意水位

各河川の量水標における水防団待機水位に達したとき、水防本部長（市長）は、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用して情報収集し、気象その他の状況により職員等の監視者を派遣し、警戒に努めるとともに水防団員の招集準備その他適切な措置をとるものとする。

氾濫注意水位に達したときは、監視員は直ちに所定の措置をとり消防班は(7)により出動するものとする。

水防団待機水位及び氾濫注意水位は第3章のとおりとする。

(6) 監視及び警戒

(イ) 常時監視

水防管理者（市長）は、水防法第9条に基づき重要な河川、海岸、堤防等は、常時巡視員に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見に努め、必要な措置をとらなければならない。

(ロ) 非常巡視及び警戒

水防本部長（市長）は、気象状況の通知があったとき、又は増水前より監視及び警戒を厳にして異常を発見したときは、直ちに西讃土木事務所及び県危機管理課に報告するとともに応急の措置をとる。

(ハ) 重要水防区域

特に警戒を要する水防区域は、第3節のとおりとし、重点的な監視警戒に注意する。

(ニ) 危険区域

特に警戒を要する危険区域は、第3節のとおりとし、重点的な監視警戒に注意する。

(7) 出動

(イ) 水防機関の出動

水防法第16条に基づき、水防警報が発せられたとき、水防管理者（市長）はあらかじめ定めた計画により直ちに消防班を出動させるものとする。この場合、直ちに西讃土木事務所及び県水防本部に報告するものとする。

(a) 水防警報発令以前に出動を要するとき、地区隊にあっては南消防署長の許可を得、招集

信号をもって隊員を招集することができる。その他は電話、無線等適当な方法による。

(b) 各課の出動は各課長があらかじめ状況に応じ定めた態勢により必要に応じてこれを命ずる。

(c) 警察官に対する援助の要求

水防本部長（市長）は水防のため必要があると認めるときは、水防法第 22 条に基づき観音寺警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(d) 自衛隊の出動

水防本部長（市長）は状況により県水防本部に連絡をとり自衛隊の出動要請を知事に申請する。

ただし、火急の場合、県との通信不可能のときに限り市長が速やかに最寄りの自衛隊に通知を行う。この場合も、連絡がつき次第、知事に対して自衛隊の派遣について要請しなければならない。

(ロ) 報告

次の場合において、水防本部長（市長）は、速やかに西讃土木事務所に報告しなければならない。

- (a) 水防作業を開始したとき。
- (b) 堤防堰堤が決壊したとき。
- (c) 人員又は資材の応援を必要とするとき。
- (d) 立退き避難を指示したとき。
- (e) 水防本部を設置したとき。

(ハ) 警戒区域の設定

水防法第 21 条により水防上緊急の必要がある場合においては、消防職員、地区隊長（各消防分団長、海防救助隊長）は警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(ニ) 居住者等に対する水防従事命令

水防のためやむを得ない必要があつて、災害区域に居住する者又は水防現場にある者をして、水防本部長（市長）又は消防長は、水防法第 24 条の規定により水防に従事させることができる。

(ホ) 協力及び応援

水防法第 22 条及び第 23 条に基づき、水防本部長（市長）は、緊急の必要があるときは他の水防管理者、市町長、消防長又は警察署長に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄に入る。

また、隣接する水防管理団体は、情報、協力、応援等水防事務に関し相互協定をしておく

ものとする。

(へ) 河川管理者の協力

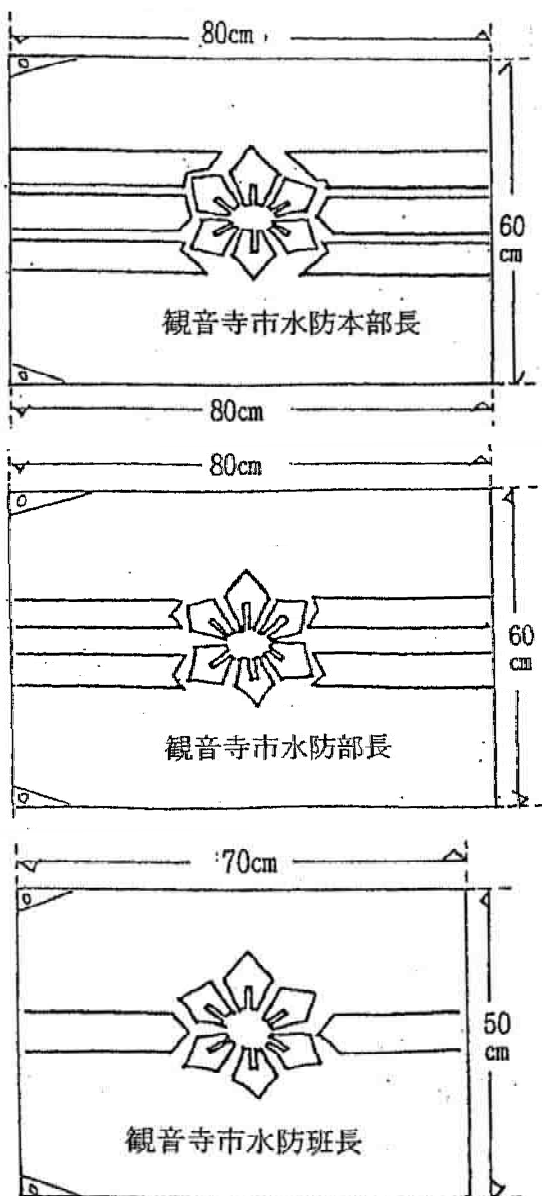
河川管理者香川県知事は、自らが管理する二級河川において、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に対して、次の協力をを行う。

- (a) 河川に関する情報の提供
- (b) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (c) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (d) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与、かつ河川管理施設の被災予防又は復旧に必要な資材の提供
- (e) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(ト) 標識

(a) 水防活動の指揮者用の標識は、次のとおりとする。

(指揮者用標旗)



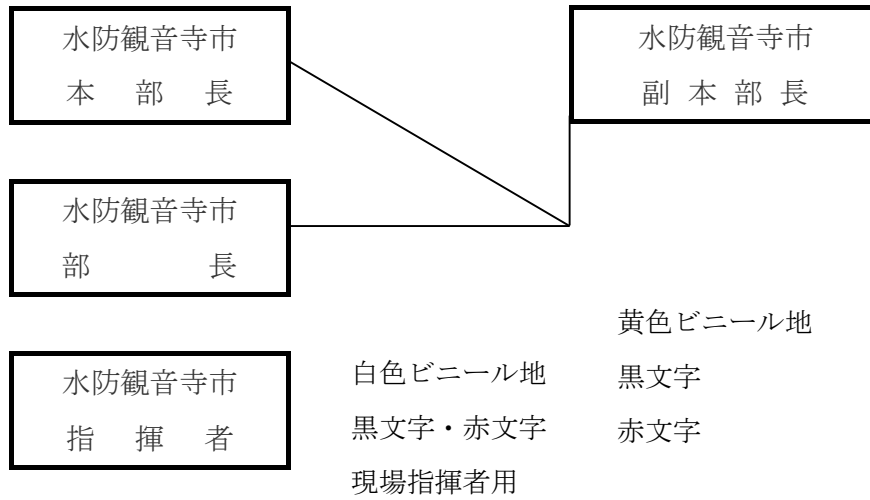
仕 様

1. 地は水色、階級線は黄色、水防章は白地、文字は黒色とする。
2. 階級線は巾 5 cm、間隔は 2 cm
本部長 3 本
部 長 2 本
班 長 1 本
3. 旗竿、竿頭
本部長・部長旗・・・木竿
黒色 2m 頭は鎗
班長旗・・・竹竿無地 4m
頭なし
4. 旗補強・・・取付面の 2 角に革をつける。

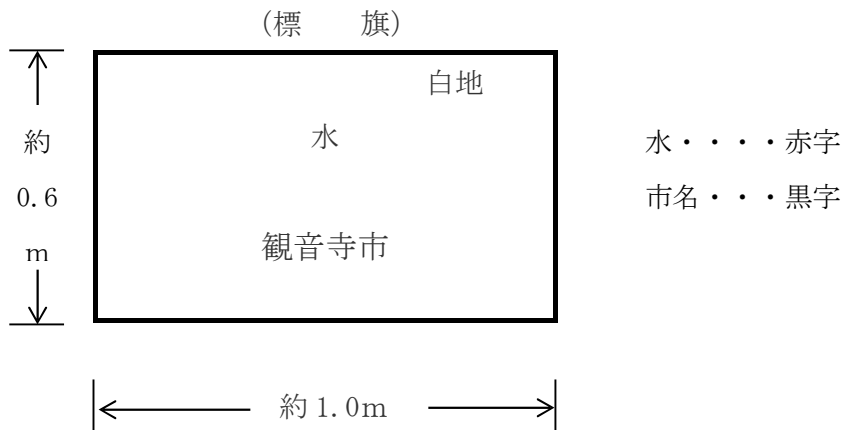
使 途

1. 本部長旗・・・本部長または代理者が出場するとき使用する。
2. 部長旗・・・各班長また代理者が出場するとき使用する。
3. 班長旗（現場指揮所旗）・・・1 現場に 1 本、当該現場の指揮者の所在を明らかにし、指揮を容易にする。

(指揮者用腕章)



(b) 水防活動の優先通行の標識は、次のとおりとする。



(8) 水防用設備資材器具

(イ) 指定水防管理団体の重要水防区域の水防倉庫資材備蓄基準

指定水防管理団体は、その重要水防区域の平均約2キロメートルにつき1棟の割合で水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次に示す資器材を備蓄するよう努めるものとする。

品 名	単 位	数 量
土 の う 袋 又 は 空 俵	枚	2,500
ム シ ロ	枚	200
杉 丸 太 (3 . 6 m)	本	30
杉 丸 太 (1 . 8 m) 又 は 杭	本	300
縄	kg	600
竹	束	70
1 0 番 鉄 線	kg	100
1 4 番 鉄 線	kg	30
鎌	丁	10
カ ケ ヤ	ケ	3
ノ コ ギ リ	丁	3
オ ノ	丁	3
ス コ ッ プ	丁	35
タ コ ヅ チ	ケ	3
照 明 具	組	10

(ロ) 観音寺市の水防備蓄材は、(イ) に準じ所用の資材、器具を常時より確保しておくものとする

(a) 市の備蓄資材器具の配置場所及び数量等は、第5章のとおりである。

(b) 備蓄資材または器具等が管理者において調達しがたい場合は水防管理者（市長）に要請できるものとする。

(c) 資材器具の補充

資材又は器具は毎年増水期までに点検し使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

(9) 公用負担

水防法第28条によってその権限を行使した場合は、その対象物、数量等必要な事項を明確に記録しておかなければならない。

なお、この権限を委任せられた者は、香川県水防計画書第12章による下記証明書を携行し、必要ある場合にこれを提示しなければならない。

(イ) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者（市長）、消防長にあつてはその身分を証する証明書その他これらの者の委任を受けた者にあつては第 1 図のような証明書を携行し、必要ある場合にこれを提示すべきものとする。

(ロ) 公用負担命令書

水防法第 28 条により公用負担の権限を行使したときは、第 2 図のような命令票 2 通を作成して、その 1 通を目的物の所有者又はこれに準ずべき者に手渡しこれをなすものとする。

第 1 図

公用負担命令権限書		
観音寺市消防団〇〇分団長		
氏 名		
上記の者××の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		
観音寺市長		氏 名 ⑩

第 2 図

公用負担命令票		
目的物	種類	員数
負担の内容	使用・収用・処分等	
年 月 日		
観音寺市長		氏 名
業務取扱者		氏 名 ⑩

(10) 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防本部長（市長）は水防法第 25 条の規定により直ちに西讃土木事務所及び氾濫が予見される隣接水防管理団体に通報しなければならない。

(11) 避難のための立ち退き

(イ) 洪水、津波又は高潮の氾濫、又は上流ため池及び河川の決壊等により著しく危険が切迫していると認めるときは、水防本部長（市長）は知事の指示を受けること。

(ロ) 水防本部長（市長）は、緊急の場合は水防信号、広報網又は消防団、海防団によって連絡をなし、水防法第 29 条による立ち退き、又はその準備を提示する。

(ハ) 緊急の場合で、知事の指示を受ける暇がなく、水防本部長（市長）が立退を指示する場合は、観音寺警察署長にあらかじめ通知し、その旨速やかに西讃土木事務所及び知事に報告しなければならない。

この場合、居住者を安全な地帯又は場所に避難の誘導をしなければならない。

(ニ) 予定立退先経路等については、水防本部長（市長）において予定立退先市町に連絡し、あらかじめ選定しておくとともに、観音寺警察署長に通知しておくものとする。

(12) 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防本部長（市長）はこれを一般に口頭伝達、広報車等により周知するとともに、知事に対してその旨を報告するものとする。

(13) 水防通信連絡

(イ) 水防上緊急を要する通信連絡については、水防本部長（市長）は西讃土木事務所及び観音寺警察署と電話若しくは無線をもって通信連絡をなすものとする。

(ロ) 水防本部長（市長）は水防本部並びに各分団に電話若しくは防災行政無線を配置し、近距離連絡確保に努めること。

(ハ) 通信施設（NTT 西日本香川支店）

災害に際し、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じ、次の措置をとる。

(a) 臨時回線の作成、中継順路の変更など疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を行う。

(b) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の定めるところに従い、臨時に使用制限の措置を行う。

(c) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところに従い、一般の通話又は電報に優先して取扱うものとする。

(d) 警察、消防、鉄道通信その他諸官庁等が設置する通信網との連携を図るものとする。

(14) 輸送

非常の際の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、管内自動車道に精通し、輸送の機動力については、その機能を最高度に発揮するよう努めなければならない。輸送車は水防態勢に入ると同時に水防本部の指揮下に入るものとする。また、必要に応じて営業トラック等を配置するものとする。

(15) 水防報告と水防記録

水防の終結したときは、各班長は事故の担当事務、活動状況、諸被害状況を記録し、水防本部長（市長）に報告するものとする。

消防本部においては、各報告を取りまとめて水防記録を作成するとともに香川県水防計画に基づき香川県知事に報告しなければならない。

(16) 水防訓練等

市は、防災関係団体と協力して、毎年1回あらゆる事態を想定しこれに対する水防工法並びに出動・警戒・避難等を併せて水防時期以前において実施するものとする。具体的な訓練計画は、その都度たてるものとするが事前に警察その他と十分協議打合せを行うとともに、決定した実施内容は各方面に周知させるものとする。

第3節 重要水防区域

本市における特に警戒を要する重要水防区域は表1～4、急傾斜危険区域は表5、土石流危険溪流は表6、地すべり危険区域は表7のとおりであり、常に重点的に監視警戒をしなければならない。

1. 河川重要区域

危険度の判定基準は、次のとおりとする。

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び、根入不足。 ii) 天然海岸の河床深掘れ及び、河岸侵食状況。ただし山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×or○	×	○
3	重要度	i) 背後地が市街化区域、用途地域、DID地域である。 ii) 重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分	

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

表1. 河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	危険度区分(m)					河川延長計(m)	担当水防分団
			A	B	C	D	E		
1	芋扱川	芋扱川			2,650		850	3,500	高室分団・観音寺東分団
2	財田川	財田川			3,200	10,430	18,888	32,518	一ノ谷分団・常磐分団・高室分団・観音寺東分団・観音寺西分団
3	〃	竿川			830		4,970	5,800	
4	〃	丸西川					480	480	
5	一の谷川	一の谷川			2,870		4,252	7,122	観音寺東分団・観音寺西分団・常磐分団・一ノ谷分団・柞田分団
6	〃	加儀田川	150	1,120	900		530	2,700	
7	〃	軍川		530				530	
8	〃	藤の木川			590		1,106	1,696	
9	柞田川	柞田川				3,200	12,823	16,023	観音寺西分団・柞田分団・木之郷分団・栗井分団・萩原分団・五郷分団・紀伊分団
10	〃	山田川			1,000		743	1,743	
11	〃	木之郷川			1,285			1,285	
12	〃	栗井川				1,750	4,258	6,008	
13	〃	大池川			2,100		3,101	5,201	
14	〃	福田川			1,400	20	168	1,588	
15	〃	前田川				1,730	1,706	3,436	
16	〃	海老済川				700	700	1,400	
17	唐井手川	唐井手川			1,470	170	3,740	5,380	上之段分団・花稻分団
18	白坂川	白坂川			2,080		820	2,900	和田浜分団・姫浜分団・和田分団
19	〃	赤土川			820	100	100	1,020	
20	吉田川	吉田川			1,460	995	1,236	3,691	和田分団・箕浦分団
21	四方堂川	四方堂川			600		750	1,350	

香川県水防計画 第3章 重要水防区域										
第3表の2 河川占用許可工作物狭窄箇所										
河川名		位置			占用許可 工作物	土木事務所	備考	事業	区分	採択年
水系名	河川名	郡市	町	大字						
芋扱川	芋扱川	観音寺市	室本町	新田	水門	西讃土木事務所	芋扱川	県	河川 応急	H27
唐井出川	唐井出川	観音寺市	大野原町	大野原	頭首工	西讃土地改良事務所	唐井出川	県	河川 応急	H27

香川県水防計画 第3章 重要水防区域										
第3表の2 河川占用許可工作物狭窄箇所										
河川名		位置			占用許可 工作物	土木事務所	備考	事業	区分	採択年
水系名	河川名	郡市	町	大字						
柞田川	山田川	〃	柞田町	乙番地	水門	西讃土木事務所	柞田川	〃	〃	H27
〃	〃	〃	〃	山田	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山田	JR橋	〃	〃	〃	〃	〃

表2. ため池重要水防区域

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			関 係 土地改良 事 務 所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域	予 想 さ れ る 危 険	担 当 水 防 分 団	備 考
			堰長	堤高	貯水量						
1	岩 鍋 池	粟 井 川	m 260.0	m 14.8	千 t 374.0	西讃土地 改良事務所	観音寺市	ha 92.0	漏水 決壊	粟井 分団	岩 鍋 池 水利組合
2	双 子 池	柞 田 川	325.0	4.6	62.6	〃	〃	28.0	〃	木之郷 分団	観音寺市 木之郷町 土地改良区
3	早 苗 池	一の谷川	681.0	4.0	33.9	〃	〃	98.0	〃	常磐 分団	植 田 町 水利組合
4	筆 賀 池	〃	372.6	3.4	17.1	〃	〃	47.0	〃		村 黒 町 水利組合
5	大 滝 池	葎扱川	123.0	6.8	14.5	〃	〃	37.0	〃	高室 分団	高屋ため池 水利組合
6	中 池	〃	298.0	7.8	65.0	〃	〃	213.0	〃	高室 分団	高屋ため池 水利組合
7	土井之池	柞田川	1,056 .0	5.5	161.3	〃	〃	133.0	〃	柞田 分団	土井之池 水利組合
8	観 音 寺 池	一の谷川 (加儀田川)	650.0	4.5	77.9	〃	〃	50.0	〃	常磐 分団	観音寺市 常 磐 土地改良区
9	出 作 池	〃 (加儀田川)	450.0	9.0	70.0	〃	〃	55.0	〃		
10	一ノ谷池	一の谷川	340.0	12.0	663.0	〃	〃	319.0	〃	一ノ谷 分団	観音寺市 一ノ谷池 土地改良区
11	亀 尾 池	〃	493.7	5.8	95.6	〃	〃	13.0	〃	豊田 分団	観音寺市 豊 田 土地改良区
12	仁 池	〃	407.0	8.2	344.4	〃	〃	91.0	〃		仁 池 水利組合
13	小 原 池	〃	540.0	5.8	53.9	〃	〃	24.0	〃		観音寺市 逆 瀬 池 土地改良区

番号	堰堤名	関係川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域	予想される危険	担当水防分団	備考	
			堰長	堤高	貯水量							
14	塩井池	柞田川	279.0	3.6	90.9	〃	〃	15.0	〃	粟井分団	観音寺市粟井土地改良区	
15	逆瀬池	粟井川	113.0	23.8	439.3	〃	〃	112.0	〃		観音寺市逆瀬池土地改良区	
16	粟井新池	〃	222.0	14.5	260.0	〃	〃	113.0	〃		〃	
17	羽子池	大池川	147.0	6.8	27.9	〃	〃	11.0	〃	紀伊分団	羽子池水利組合	
18	代之池	柞田川	250.0	10.2	234.7	〃	〃	87.0	〃		代之池水利組合	
19	井関池	〃	309.0	14.8	518.0	〃	〃	535.0	〃	萩原分団五郷分団	豊稔池土地改良区	
20	豊稔池	〃	128.0	30.4	1593.0	〃	〃	309.8	〃	五郷分団		五郷土地改良区水利組合総代
21	奥池	〃	110.0	10.8	14.0	〃	〃	4.0	〃			五郷土地改良区総代
22	村池	〃	45.0	11.2	12.0	〃	〃	8.0	〃	小山分団	豊稔池土地改良区	
23	二葉池	唐井手川	400.0	10.4	139.2	〃	〃	26.0	〃			
24	千歳池	〃	516.3	10.9	260.0	〃	〃	76.0	〃			
25	段ノ池	〃	571.0	5.3	51.6	〃	〃	29.0	〃	上之段分団	段ノ池水利組合	
26	阿弥陀池	〃	528.0	5.5	46.7	〃	〃	48.0	〃		阿弥陀池水利組合	
27	袂池	〃	490.0	7.4	108.9	〃	〃	2.0	〃	小山分団	豊稔池土地改良区	
28	瀬戸池	柞田川	85.0	14.8	158.0	〃	〃	80.0	〃	紀伊分団	観音寺市大野原町紀伊土地改良区福田原水利組合	
29	西間谷池	〃	42.0	11.5	20.0	〃	〃	2.0	〃		観音寺市大野原町紀伊土地改良区	
30	梅花池	〃	73.5	14.3	109.0	〃	〃	350.0	〃		〃	
31	大池	大池川	269.8	13.3	551.5	〃	〃	133.0	〃	萩原分団	大池水利組合	
32	大谷池	大谷川	292.0	16.9	928.0	〃	〃	156.0	〃		観音寺市大谷池土地改良区	
33	茨谷池	柞田川	85.0	14.2	82.2	〃	〃	3.0	〃		茨谷池水利組合	
34	大谷池 (新池)	〃	66.0	9.4	9.0	〃	〃	2.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区	
35	高尾上池	唐井手川	91.0	12.5	25.0	〃	〃	4.0	〃		〃	

番号	堰堤名	関係川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域	予想される危険	担当水防分団	備考
			堰長	堤高	貯水量						
36	長谷池	白坂川	452.0	10.5	120.0	〃	〃	25.2	〃	和田浜分団	長谷池水利組合
37	姥ヶ懐池	吉田川	215.	13.0	201.2	〃	〃	133.0	〃	和田分団	姥ヶ懐池水利会
38	河内池	〃	187.0	17.8	230.0	〃	〃	112.0	〃		
39	野々池	白坂川	313.0	12.1	180.4	〃	〃	97.0	〃		野々池水利組合
40	鶴亀池	〃	125.0	10.9	82.0	〃	〃	44.0	〃		鶴亀池水利組合
41	長尾池	四方堂川	90.0	10.8	56.0	〃	〃	12.0	〃		長尾池水利組合
42	弓池	〃	157.0	6.6	16.3	〃	〃	13.0	〃	箕浦分団	弓池水利組合
43	箕池	木床川	450.0	9.3	28.8	〃	〃	8.0	〃		豊浜町土地改良区
44	砥石川池	久保の川	138.0	12.0	30.4	〃	〃	2.0	〃		砥石川池水利組合
45	臍池	一の谷川	355.0	3.5	17.3	〃	〃	9.0	〃	豊田分団	観音寺市豊田土地改良区
46	増穂池	〃	165.0	5.5	16.6	〃	〃	11.0	〃		
47	岡池	〃	162.0	7.3	42.2	〃	〃	8.0	〃		
48	空池（大造）	唐井手川	54.0	6.2	2.7	〃	〃	1.0	〃	萩原分団	観音寺市大野原町萩原土地改良区水利組合総代
49	前池（高尾）	〃	62.0	3.8	0.8	〃	〃	2.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区
50	新池（大造）	〃	65.8	10.2	6.4	〃	〃	2.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区
51	空池（寺家）	柞田川	140.0	4.9	7.6	〃	〃	4.0	〃		観音寺市大野原町萩原土地改良区
52	藤ノ谷池	栗井川	16.0	2.6	2.7	〃	〃	1.3	〃	栗井分団	観音寺市栗井土地改良区
53	柚之駒池	栗井川	80.0	8.4	7.0	〃	〃	3.5	〃		
54	大造池	〃	35.0	5.5	2.0	〃	〃	1.0	〃		
55	作家池	一の谷川	120.0	3.2	3.9	〃	〃	2.0	〃	豊田分団	観音寺市逆瀬池土地改良区
56	上池	〃	680.0	5.0	21.3	〃	〃	11.0	〃		観音寺市豊田土地改良区
57	慢陀羅池	〃	137.0	3.7	7.6	〃	〃	3.0	〃	常磐分団	観音寺市常磐土地改良区

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域	予想される危険	担当水防分団	備考
			堰長	堤高	貯水量						
58	向池	財田川	40.0	2.8	0.5	〃	〃	1.0	〃	高室分団	観音寺市高室土地改良区
59	荒神池	一の谷川	100.0	3.0	1.0	〃	〃	1.0	〃	豊田分団	観音寺市豊田土地改良区
60	谷池	〃	31.0	4.8	2.0	〃	〃	1.0	〃	紀伊分団	観音寺市大野原町紀伊土地改良区
61	西之谷池	〃	32.0	3.0	0.4	〃	〃	1.0	〃		
62	室本池	苧扱川	132.0	6.6	23.0	〃	〃	8.0	〃	高室分団	観音寺市高室土地改良区
63	三谷池	一の谷川	272.0	6.7	31.4	〃	〃	16.0	〃	豊田分団	観音寺市豊田土地改良区
64	栗屋池	〃	344.0	5.8	34.7	〃	〃	25.0	〃		
65	谷田池	柞田川	23.0	4.0	10.0	〃	〃	9.0	〃	木之郷分団	観音寺市木之郷町土地改良区
66	今井田下池	唐井出川	390.0	6.4	93.0	〃	〃	14.0	〃	上之段分団	今井田池水利組合
67	五月池	一の谷川	550.0	5.0	60.7	〃	〃	14.0	〃	常磐分団	植田町水利組合
68	鶴沢池	一の谷川	240.0	2.5	40	〃	〃	0.1	〃	一ノ谷分団	一ノ谷池土地改良区
69	宮池	苧扱川	70.0	4.0	3.0	〃	〃	0.1	〃	高室分団	高室土地改良区
70	善僧池	一の谷川	274.0	3.2	23.1	〃	〃	0.1	〃	常磐分団	常磐土地土地改良区
71	大谷池	一の谷川	120.0	5.2	2.5	〃	〃	0.1	〃	豊田分団	豊田土地改良区
72	扇池	一の谷川	17.0	5.0	6.0	〃	〃	0.1	〃		豊田土地改良区
73	重兵池	一の谷川	40.0	7.8	3.1	〃	〃	0.1	〃		逆瀬池土地改良区
74	国金池	一の谷川	120.0	3.7	1.8	〃	〃	0.1	〃		豊田土地改良区
75	北田井池	柞田川	173.0	3.2	7.5	〃	〃	0.1	〃	栗井分団	逆瀬池土地改良区
76	城谷池	柞田川	25.0	3.5	3.1	〃	〃	0.1	〃		栗井土地改良区
77	谷池	一の谷川	96.0	3.0	10.4	〃	〃	0.1	〃	常磐分団	常磐土地改良区

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係係 土地改良 事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域	予想 される 危険	担当 水防 分団	備 考
			堰長	堤高	貯水量						
78	鴨池	吉田川	191.0	5.5	18.0	〃	〃	0.1	〃	和田 分団	豊浜町土地 改良区
79	大坪西池	吉田川	102.0	6.5	5.1	〃	〃	0.1	〃		豊浜町土地 改良区
80	弦池	新川	144.0	4.3	12.0	〃	〃	0.1	〃	箕浦 分団	弦池水利組 合
81	丸山池	柞田川	90.0	9.0		〃	〃	0.1	〃	五郷 分団	五郷土地改 良区
82	唐谷池	柞田川	69.0	8.8	14.9	〃	〃	0.1	〃		五郷土地改 良区
83	新池	柞田川	110.0	5.6	11.0	〃	〃	0.1	〃		五郷土地改 良区
84	坂口池	柞田川	64.0	4.8	2.8	〃	〃	0.1	〃		五郷土地改 良区
85	有松池	柞田川	42.0	8.1	9.5	〃	〃	0.1	〃		五郷土地改 良区
86	大亀池	唐井出川	146.0	6.2	6.1	〃	〃	0.1	〃	萩原 分団	萩原土地改 良区
87	大造上池	唐井出川	120.0	8.2	8.4	〃	〃	0.1	〃		萩原土地改 良区
88	大造下池	唐井出川	126.0	8.6	16.0	〃	〃	0.1	〃		萩原土地改 良区
89	高尾下池	唐井出川	126.0	7.1	15.0	〃	〃	0.1	〃		萩原土地改 良区
90	蓮池	唐井出川	66.0	3.4	4.4	〃	〃	0.1	〃		豊稔池土地 改良区
91	奥池	柞田川	75.0	7.9	23.4	〃	〃	0.1	〃		萩原土地改 良区
92	志留谷池	柞田川	55.0	9.1	19.1	〃	〃	0.1	〃	紀伊 分団	紀伊土地改 良区
93	豆塚小池	唐井出川	164.0	3.5	1.4	〃	〃	0.1	〃	上之段 分団	豊稔池土地 改良区
94	清水中池	唐井出川	45.0	6.0	31.2	〃	〃	0.1	〃		豊稔池土地 改良区
95	高丸池	唐井出川	359.0	6.0	32.7	〃	〃	0.1	〃		豊稔池土地 改良区
96	山木田池	四方堂川	70.0	5.3	2.0	〃	〃	0.1	〃	和田 分団	豊浜町土地 改良区
97	みぞれ池	財田川	15.0	5.0	4.2	〃	〃	0.1	〃	高室 分団	高室土地改 良区
98	バラヤ池上	一の谷川	25.0	4.0	2.8	〃	〃	0.1	〃	豊田 分団	豊田土地改 良区

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域	予想される危険	担当水防分団	備考
			堰長	堤高	貯水量						
	池										
99	辻屋池	一の谷池	50.0	4.8	2.0	〃	〃	0.1	〃		豊田土地改良区
100	賀ヶ津池	柞田川	62.0	3.6	1.3	〃	〃	0.1	〃	粟井分団	粟井土地改良区
101	文政池	柞田川	119.2	7.3	25.16	〃	〃	0.1	〃	紀伊分団	文政池水利組合
102	庄屋池	新川	86.0	5.1	3.0	〃	〃	0.1	〃	箕浦分団	豊浜町土地改良区
103	下池	財田川	223.0	6.9	22.5	〃	〃	0.1	〃	高室分団	高屋ため池水利組合
104	豆葉池	一の谷池	350.0	3.9	26.5	〃	〃	0.1	〃	豊田分団	逆瀬池土地改良区
105	広庄池	柞田川	506.8	4.8	45.1	〃	〃	0.1	〃	柞田分団	広庄池水利組合
106	荒田池	財田川	165.0	6.9	29.6	〃	〃	0.1	〃	高室分団	高屋ため池水利組合
107	宗田池	一の谷川	200.0	3.8	7.0	〃	〃	0.1	〃	常磐分団	常磐土地改良区
108	赤土池	一の谷川	240.0	2.0	11.0	〃	〃	0.1	〃		常磐土地改良区
109	西赤土池	一の谷川	160.0	3.0	13.0	〃	〃	0.1	〃		常磐土地改良区
110	鎮守池	一の谷川	260.0	5.0	24.0	〃	〃	0.1	〃	豊田分団	豊田土地改良区
111	大原下池	一の谷川	97.0	4.1	3.0	〃	〃	0.1	〃		豊田土地改良区
112	籠池	一の谷川	180.0	2.0	11.4	〃	〃	0.1	〃		豊田土地改良区
113	段ノ上池	唐井出川	214.0	6.6	16.7	〃	〃	0.1	〃	上之段分団	段の上池水利組合
114	加護池	白坂川	117.0	3.8	15.8	〃	〃	0.1	〃	和田浜分団	豊浜町土地改良区
115	野々池中池	白坂川	175.0	8.6	11.5	〃	〃	0.1	〃	和田分団	野々池中池水利組合
116	代ヶ僧池	吉田川	15.0	8.4	23.0	〃	〃	0.1	〃		代ヶ僧池水利組合
117	大坪上池	吉田川	115.0	9.5	15.3	〃	〃	0.1	〃		豊浜町土地改良区
118	苗代池	吉田川	16.0	7.0	15.0	〃	〃	0.1	〃		代ヶ僧池水利組合

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域	予想される危険	担当水防分団	備考
			堰長	堤高	貯水量						
119	丸山池	白坂川	218.0	6.8	56.0	〃	〃	0.1	〃		丸山池水利組合
120	新池	一の谷川	198.0	4.2	4.2	〃	〃	0.1	〃	豊田分団	豊田土地改良区
121	大谷上池	一の谷川	49.0	7.8	5.7	〃	〃	0.1	〃		豊田土地改良区
122	前池	柞田川	133.0	4.2	3.3	〃	〃	0.1	〃	萩原分団	萩原土地改良区
123	堀切池	新川	105.0	9.5	6.5	〃	〃	10.0	〃	箕浦分団	豊浜町土地改良区
124	古林池	新川	50.0	4.7	1.8	〃	〃	0.1	〃		豊浜町土地改良区
125	天王池	財田川	50.0	6.0	1.8	〃	〃	0.1	〃	高室分団	高室土地改良区
126	白田池	苧扱川	141.0	4.0	6.3	〃	〃	1.0	〃		高室土地改良区

表 3. 海岸重要水防区域

番号	区分	位置	担当水防管理団体	重要水防区域 (m)	特に危険な区域			担当水防分団
					延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	有明	観音寺市	観音寺市	1,410	0	—	—	観音寺東分団・観音寺西分団・高室分団
2	堀切	〃	〃	1,784	0	—	—	箕浦分団
3	余木崎	〃	〃	233	0	—	—	
4	三豊干拓	〃	〃	2,780	0	—	—	柞田分団・花稲分団
5	関谷	〃	〃	1,100	0	—	—	箕浦分団

表 4. 港湾重要水防区域

番号	区分	位置	担当水防管理団体	重要水防区域 (m)	特に危険な区域			担当海防・水防分団
					延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	観音寺港	観音寺市	観音寺市	4,944	2,093	—	—	観音寺市海防団 第一救助隊
2	豊浜港	〃	〃	2,256	0	—	—	観音寺市消防団 和田浜、姫浜分団
3	室本港	〃	〃	810	610	高潮・越波	積土のう	観音寺市海防団 第一救助隊

表5. 漁港重要水防区域

番号	漁港名	位置	担当水防管理団体	重要水防区域 (m)	特に危険な区域			担当海防・水防分団
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
1	伊吹	観音寺市	観音寺市	3,303	1,958	高潮・越波	積土のう	観音寺市海防団 第二救助隊
2	花稲	〃	〃	672	672	〃	〃	観音寺市消防団 花稲分団
3	箕浦	〃	〃	1,339	204	〃	〃	観音寺市消防団 箕浦分団

表6. 急傾斜地危険箇所
(自然I)

番号	箇所名	位置	地形			区域内 戸数	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	宮ノ元	観音寺市室本町	290	8	45	21	高室分団
2	室本	〃	100	145	40	7	〃
3	甲七宝山	〃 高屋町	65	11	45	5	〃
4	鹿隈	〃 流岡町	600	100	50	61	常磐分団
5	八幡	〃 八幡町	150	30	50	14	観音寺東分団
6	力石	〃 粟井町	510	130	40	18	粟井分団
7	別所(4)	〃	73	24	45	5	〃
8	七宝山(1)	〃 流岡町	110	25	44	6	常磐分団
9	七宝(1)	〃 八幡町	190	23	55	14	観音寺東分団
10	有木	〃 大野原町	83	120	40	5	五郷分団
11	池ノ内	〃	112	10	50	6	〃
12	池ノ内(3)	〃	105	26	39	5	紀伊分団
13	内野々上(4)	〃	117	16	36	6	〃
14	有木落合(3)	〃	65	10	59	5	五郷分団
15	海老濟(2)	〃	112	97	42	7	〃
16	有木(4)	〃	70	35	35	5	〃
17	井関(3)	〃	77	92	32	3	〃
18	井関(4)	〃	45	20	43	1	〃
19	石砂(5)	〃	110	75	55	6	〃
20	坂下	〃 豊浜町	180	9	40	6	和田分団
21	院内(1)	〃	190	50	32	9	〃

(自 然 Ⅱ)

番号	箇所名	位置	地形			区域内人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	真 浦	観音寺市伊吹町	315	45	44	4	伊吹分団
2	北 浦	〃 〃	25	50	45	1	〃
3	三 本 松	〃 〃	65	57	60	2	〃
4	北 峰	〃 栗井町	67	35	60	3	栗井分団
5	奥 野 々	観音寺市 栗井町	37	75	30	2	栗井分団
6	開 岳(1)	〃 〃	60	50	55	3	〃
7	開 岳(2)	〃 〃	36	16	50	3	〃
8	中坂瀬(1)	〃 〃	40	32	36	2	〃
9	中坂瀬(2)	〃 〃	25	14	36	1	〃
10	力 石(2)	〃 〃	45	14	34	4	〃
11	池 ノ 内	〃 〃	30	17	38	1	〃
12	上池ノ内(2)	〃 〃	15	6	58	1	〃
13	奥野々(2)	〃 〃	33	52	49	2	〃
14	別 所(1)	〃 〃	30	14	43	2	〃
15	別 所(2)	〃 〃	15	7	41	1	〃
16	池 下(1)	〃 中田井町	17	8	39	1	一ノ谷分団
17	別 所(3)	〃 栗井町	33	9	55	2	栗井分団
18	山 越	〃 木之郷町	15	9	32	1	木之郷分団
19	天 王	〃 高屋町	17	5	42	1	高室分団
20	山 下	〃 八幡町	20	20	42	1	観音寺東分団
21	立 石(2)	〃 有明町	42	45	32	1	〃
22	南 向 山	〃 伊吹町	48	49	45	1	伊吹分団
23	芦 ノ 谷	〃 〃	44	52	72	2	〃
24	宮 ノ 前	〃 〃	22	25	49	2	〃
25	真浦上(2)	〃 〃	35	18	32	2	〃
26	西 ノ 内	〃 〃	52	62	42	1	〃
27	海 老 濟	〃 大野原町	36	32	39	2	五郷分団
28	石 砂	〃 〃	30	110	50	2	〃
29	有 木(2)	〃 〃	30	55	50	1	〃
30	有 木(3)	〃 〃	18	60	30	1	五郷分団

番号	箇所名	位置	地形			区域内 人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
31	内野々上(1)	〃 〃	23	23	31	1	〃
32	本 村(1)	〃 〃	22	16	46	2	〃
33	本 村(2)	〃 〃	35	15	53	1	〃
34	本 村(3)	〃 〃	42	16	53	2	〃
35	池ノ内(2)	〃 〃	23	13	35	2	紀伊分団
36	丸井南(1)	〃 〃	16	13	34	1	〃
37	内野々上(2)	〃 〃	36	8	50	2	五郷分団
38	内野々上(3)	〃 〃	60	16	50	3	〃
39	有木落合(1)	〃 〃	20	8	50	2	〃
40	有木落合(2)	〃 〃	25	22	43	1	〃
41	有 木 口	〃 〃	38	75	32	2	〃
42	丸井南(2)	〃 〃	60	16	35	2	紀伊分団
43	丸 井 北	〃 〃	75	9	44	2	〃
44	内野々下(1)	〃 〃	85	16	79	4	〃
45	内野々下(2)	〃 〃	45	17	55	3	〃
46	海老濟(3)	〃 〃	85	100	40	4	〃
47	井 関(2)	〃 〃	15	17	39	1	〃
48	萩 原(1)	〃 〃	40	8	40	2	萩原分団
49	田野々下(1)	〃 〃	45	6	35	2	五郷分団
50	井 関(5)	〃 〃	28	10	37	1	〃
51	井 関(6)	〃 〃	23	17	39	1	〃
52	井 関(7)	〃 〃	45	6	46	2	〃
53	田野々下(2)	〃 〃	30	10	47	2	〃
54	石 砂(2)	〃 〃	23	19	45	1	〃
55	石 砂(3)	〃 〃	90	55	41	3	〃
56	石 砂(4)	〃 〃	55	33	53	3	〃
57	田野々下(3)	〃 〃	22	35	42	1	〃
58	田野々下(4)	〃 〃	18	40	46	1	〃
59	田野々下(5)	〃 〃	40	13	35	3	〃
60	田野々下(6)	〃 〃	15	19	33	1	〃
61	田野々下(7)	〃 〃	34	13	31	2	五郷分団

番号	箇所名	位置	地形			区域内 人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
62	田野々中(1)	〃 〃	15	40	42	1	〃
63	田野々中(2)	〃 〃	26	35	45	2	〃
64	田野々旭	〃 〃	33	23	32	2	〃
65	田野々上(2)	〃 〃	30	27	40	2	〃
66	田野々上(3)	〃 〃	48	29	35	2	〃
67	田野々上(4)	観音寺市 大野原町	20	45	49	1	〃
68	院内(2)	〃 豊浜町	90	29	57	1	和田分団

(人 工 I)

番号	箇所名	位置	地形			区域内 人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	立 石	観音寺市有明町	50	40	55	5	観音寺西分団
2	七 宝(2)	〃 室本町	220	11	67	11	高 室 分 団
3	二 軒 屋	〃 大野原町	23	6	30	1	上之段分団
4	落 合(1)	〃 〃	100	35	45	7	五 郷 分 団
5	落 合(2)	〃 〃	30	20	46	2	〃

(人 工 II)

番号	箇所名	位置	地形			区域内 人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
1	江 藤 道 西	観音寺市本大町	15	7	30	1	一ノ谷分団
2	中 下(1)	〃 池之尻町	32	7	30	1	豊 田 分 団
3	中 下(3)	〃 〃	120	7	30	3	〃
4	中 下(4)	〃 〃	50	7	30	2	〃
5	長 砂(2)	〃 〃	23	7	30	1	〃
6	下 川 原	〃 木之郷町	25	8	33	2	木之郷分団
7	土 井 ノ 内	〃 柞田町	22	7	31	1	柞 田 分 団
8	南 七 宝	〃 八幡町	40	10	42	1	観音寺東分団
9	真 浦 上 (1)	〃 伊吹町	20	7	47	2	伊 吹 分 団
10	池ノ内(4)	〃 大野原町	40	10	50	2	紀 伊 分 団
11	有木落合(4)	〃 〃	25	7	64	2	五 郷 分 団

番号	箇所名	位置	地形			区域内 人家戸	担当水防分団
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度		
12	有木落合(5)	〃 〃	35	31	37	1	〃
13	有木落合(6)	〃 〃	35	6	39	2	〃
14	有木落合(7)	〃 〃	24	6	65	1	〃
15	井 関(1)	〃 〃	23	6	34	1	〃
16	萩 原(2)	〃 〃	23	8	34	2	萩原分団
17	平 池(1)	〃 〃	25	7	35	1	下組分団
18	平 池(2)	〃 〃	25	7	36	1	〃
19	雉子畑(1)	〃 〃	20	7	30	1	上之段分団
20	雉子畑(2)	〃 〃	30	8	30	2	〃
21	池 水 池	〃 〃	25	9	37	1	〃
22	田野々上(5)	〃 〃	60	7	42	4	五郷分団
23	四 軒 屋	〃 〃	30	8	30	1	上之段分団
24	三軒屋(1)	〃 〃	35	6	32	2	〃
25	三軒屋(2)	〃 〃	21	6	30	2	〃
26	田 野 々 上	〃 〃	70	140	50	4	五郷分団
27	直 場	〃 豊浜町	30	9	38	1	和田分団
28	箕 浦	〃 〃	27	12	38	1	箕浦分団

表7. 土石流危険区域
(土石流危険溪流Ⅰ)

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
1	財田川	財田川	南七宝谷川	有明町	0.13	0.03	観音寺西分団
2	〃	〃	八幡川	八幡町	0.10	0.01	観音寺東分団
3	〃	〃	興昌寺谷川	〃	0.11	0.02	〃
4	その他	その他	稲積川	室本町	0.04	0.01	高室分団
5	苧扱川	苧扱川	西下谷川	高屋町	0.18	0.15	〃
6	〃	〃	苧扱川	〃	1.15	1.03	〃
7	〃	〃	西上谷川	〃	0.15	0.08	〃
8	〃	〃	南西上谷川	高屋町	0.17	0.09	高室分団
9	〃	〃	明上谷川	〃	0.16	0.18	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(k㎡)	
10	〃	〃	明下谷川	〃	0.15	0.05	〃
11	財田川	財田川	岡西谷川	〃	0.19	0.07	〃
12	〃	〃	岡東谷川	〃	0.22	0.16	〃
13	〃	〃	南岡東谷川	〃	0.13	0.03	〃
14	一の谷川	加儀田川	東円寺谷川	木之郷町	0.11	0.01	木之郷分団
15	柞田川	栗井川	土佛谷川	栗井町	0.12	0.01	栗井分団
16	〃	〃	大谷谷川	〃	0.57	0.14	〃
17	〃	〃	谷口谷川	〃	0.24	0.03	〃
18	〃	〃	樋之岡谷川	〃	0.92	0.09	〃
19	〃	〃	浦ノ谷谷川	〃	0.74	0.10	〃
20	〃	福田川	坂下川	大野原町	0.10	0.01	紀伊分団
21	〃	大池川	鳶の子川	〃	0.35	0.15	〃
22	〃	柞田川	辻の山川	〃	0.13	0.01	五郷分団
23	〃	〃	川東川	〃	0.82	0.33	〃
24	〃	〃	西の向川	〃	0.51	0.10	〃
25	〃	海老濟川	梅ノ谷川	〃	0.78	1.49	〃
26	〃	〃	萩ノ尾川	〃	0.26	0.13	〃
27	〃	柞田川	南谷上川	〃	0.16	0.05	〃
28	〃	〃	唐谷上川	〃	0.38	0.08	〃
29	〃	〃	竹の谷川	〃	0.20	0.06	〃
30	〃	〃	合谷川	〃	0.32	0.21	〃
31	〃	〃	尾合谷上川	〃	0.09	0.02	〃
32	〃	〃	尾合谷下川	〃	0.23	0.03	〃
33	〃	〃	後谷川	〃	0.68	0.18	〃
34	〃	〃	後谷下川	〃	0.31	0.06	〃
35	唐井手川	唐井手川	丸山川	〃	0.14	0.12	萩原分団
36	〃	〃	大造川	大野原町	0.33	0.19	萩原分団
37	〃	〃	高尾川	〃	0.19	0.21	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
38	〃	〃	水谷川	〃	0.62	0.32	〃
39	白坂川	白坂川	野々池川	豊浜町	0.55	0.24	和田分団
40	吉田川	吉田川	西赤砂川	〃	0.33	0.08	〃
41	四方堂川	四方堂川	前田川	〃	0.18	0.05	〃
42	〃	〃	前山川	〃	0.26	0.09	〃
43	〃	〃	出晴川	〃	0.37	0.14	〃
44	〃	〃	長尾川	〃	0.42	0.07	〃
45	〃	〃	鴨ノ谷川	〃	0.40	0.08	〃
46	〃	〃	弓池川	〃	0.49	0.10	箕浦分団
47	〃	〃	弦池川	〃	0.42	0.12	〃
48	その他	その他	尾崎川	〃	0.27	0.06	〃
49	〃	〃	東堀切川	〃	0.24	0.06	〃
50	〃	〃	西堀切川	〃	0.20	0.07	〃
51	〃	〃	西原川	〃	0.64	0.33	〃
52	〃	〃	田ノ下川	〃	0.22	0.12	〃
53	〃	〃	畑川	〃	0.27	0.09	〃
54	〃	〃	久保の川	〃	1.04	0.66	〃
55	〃	〃	上の山川	〃	0.18	0.04	〃
56	〃	〃	八宝池川	〃	0.60	0.23	〃
57	〃	〃	箕池川	〃	0.64	0.31	〃
58	〃	〃	井モ坪川	〃	0.19	0.04	〃
59	〃	〃	神田川	〃	0.16	0.15	〃
60	〃	〃	大西川	〃	0.50	0.23	〃

(土石流危険溪流Ⅱ)

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
1	財田川	財田川	鹿隈谷川	流岡町	0.06	0.04	常磐分団
2	柞田川	栗井川	東土佛谷川	栗井町	0.23	0.05	栗井分団
3	〃	〃	藤之谷川	〃	0.20	0.10	〃
4	〃	〃	上別所川	〃	0.29	0.05	〃
5	〃	〃	奥野々谷川	〃	0.14	0.05	〃
6	〃	〃	北峰川	〃	0.54	0.19	〃
7	〃	〃	上北峰川	〃	0.18	0.05	〃
8	〃	〃	東谷口谷川	〃	0.40	0.05	〃
9	〃	〃	上東谷口谷川	〃	0.13	0.02	〃
10	〃	〃	東北峰谷川	〃	0.70	0.16	〃
11	〃	〃	下逆瀬川	〃	1.04	0.73	〃
12	〃	〃	上中逆瀬川	〃	0.04	0.01	〃
13	〃	〃	中逆瀬川	〃	0.70	0.22	〃
14	〃	〃	樋之谷川	〃	1.00	0.23	〃
15	〃	〃	栄谷川	〃	0.69	0.26	〃
16	〃	〃	葛谷川	〃	0.46	0.15	〃
17	〃	〃	新池川	〃	2.31	1.23	〃
18	〃	〃	柳谷谷川	〃	0.16	0.02	〃
19	〃	〃	上向別所谷川	〃	0.31	0.05	〃
20	〃	〃	向別所谷川	〃	0.09	0.01	〃
21	〃	〃	片山谷川	〃	0.20	0.03	〃
22	〃	〃	南射場谷川	〃	0.18	0.03	〃
23	〃	〃	射場谷川	〃	0.17	0.03	〃
24	〃	大池川	志留谷川	大野原町	0.38	0.35	紀伊分団
25	〃	〃	谷池川	〃	0.05	0.06	〃
26	〃	福田川	文政川	〃	0.10	0.02	〃
27	〃	前田川	落合川	〃	0.69	0.15	五郷分団
28	〃	〃	落合上川	〃	0.25	0.03	〃
29	〃	〃	揚慮木堂川	〃	0.75	0.21	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
30	〃	〃	蛇の谷川	大野原町	1.65	1.05	五郷分団
31	〃	〃	猪の谷川	〃	1.23	0.28	〃
32	〃	海老濟川	砥川	〃	0.75	0.72	〃
33	〃	〃	飛田道東川	〃	0.29	0.07	〃
34	〃	〃	飛田道中川	〃	0.28	0.05	〃
35	柞田川	海老濟川	飛田道西川	〃	0.73	0.32	〃
36	〃	〃	岩谷上川	〃	0.09	0.02	〃
37	〃	〃	岩谷中川	〃	0.35	0.07	〃
38	〃	前田川	打木川	〃	0.27	0.05	〃
39	〃	柞田川	日向東川	〃	0.07	0.02	〃
40	〃	〃	日向西川	〃	0.05	0.01	〃
41	〃	〃	東谷川	〃	0.11	0.41	〃
42	〃	〃	下向東川	〃	0.28	0.03	〃
43	〃	〃	下向西川	〃	0.41	0.05	〃
44	〃	〃	古畑川	〃	0.09	0.02	〃
45	〃	〃	栄谷東川	〃	0.07	0.01	〃
46	〃	〃	栄谷西川	〃	0.60	0.13	〃
47	〃	〃	栄谷川	〃	0.89	0.57	〃
48	〃	〃	富士原上川	〃	0.19	0.06	〃
49	〃	〃	富士原川	〃	0.04	0.01	〃
50	〃	〃	南谷中上川	〃	0.25	0.03	〃
51	〃	〃	南谷中下川	〃	0.33	0.10	〃
52	〃	〃	南谷下川	〃	0.14	0.05	〃
53	〃	〃	南谷川	〃	0.52	0.22	〃
54	〃	〃	唐谷川	〃	0.05	0.01	〃
55	〃	〃	竹谷川	〃	0.35	0.13	〃
56	〃	〃	坂口川	〃	0.46	0.12	〃

番号	河川名			位置	地形		担当水防分団
	水系名	河川名	溪流名		流路延長(km)	流域面積(km ²)	
57	〃	〃	北尾川	大野原町	0.26	0.31	五郷分団
58	〃	〃	美田西川	〃	0.60	0.44	〃
59	〃	〃	田野々下川	〃	0.62	0.17	〃
60	〃	〃	美田東川	〃	0.26	0.07	〃
61	〃	〃	東大造東川	〃	0.03	0.01	萩原分団
62	唐井手川	唐井手川	東大造川	〃	0.23	0.03	〃
63	〃	〃	東大造西川	〃	0.11	0.02	〃
64	白坂川	白坂川	中尾川	豊浜町	0.32	0.11	和田分団
65	吉田川	吉田川	東赤砂川	〃	0.75	0.16	〃
66	〃	〃	大坪川	〃	0.80	0.42	〃
67	〃	〃	中大坪川	〃	0.15	0.05	〃
68	〃	〃	上大坪川	〃	0.44	0.18	〃

表8. 地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			位置		地		被害想定区域内人家	担当水防分団
		水系名	河川名	溪流名	郡市	町	面積(ha)	勾配(度)		
1	奥谷	柞田川	栗井川		観音寺市	栗井町	20.5	15	8	栗井分団
2	柳谷	〃	〃	浦ノ谷	〃	〃	33.7	20	6	〃
3	有木	〃	前田川	有木川	〃	大野原町	21.6	30	8	五郷分団
4	有木南	〃	〃		〃	〃	13.6	30	0	〃
5	有木西	〃	〃		〃	〃	15.2	15	0	〃
6	海老濟	〃	〃	海老濟谷	〃	〃	6.0	5	5	〃
7	石砂	〃	〃	石砂谷	〃	〃	6.3	25	5	〃
8	落合	〃	〃		〃	〃	4.1	30	1	〃
9	田野々旭	〃	〃		〃	〃	14.9	20	1	〃
10	尾合谷	〃	柞田川		〃	〃	3.2	35	0	〃

第3章 雨量・水位・潮位の観測通報及び連絡

第1節 雨量・水位・潮位の観測

県内雨量、県管理の主要河川の水位及び潮位の観測については、香川県防災情報システム（危機管理総局危機管理課所管）を利用し、情報を収集するものとする。

第2節 雨 量

1. 雨量の観測

(1) 雨量の観測所は、次表のとおりとする。

雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
観音寺雨量観測所	観音寺市坂本町	テレメータ	西讃土木事務所	0875-25-1003
栗井 〃	〃 栗井町	〃	栗井ダム管理事務所	0875-57-1255
五郷 〃	〃 大野原町有木	〃	五郷ダム管理事務所	0875-54-2132
曼陀 〃	〃 〃	〃	〃	〃
豊浜 〃	〃 豊浜町和田浜	〃	西讃土木事務所	0875-25-1003

(2) 雨量の観測機関は、相当な降雨のおそれがあるときは、その変動に注意しなければならない。

2. 雨量の通報

(1) 水防本部は、気象状況により相当の降雨があると認めた場合、雨量観測機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ降雨状況を通報させるものとする。

(2) 雨量の通報については、県の防災行政無線、NTT電話にて行うものとする。

第3節 水 位

1. 水位の観測

(1) 水位の観測所は、表1、表2のとおりとする。

(2) 水位観測機関は気象状況の通報を受けたとき又は洪水のおそれがあることを察知した場合、水位の変動に注意しなければならない。

(3) 表2に示す水位観測所は、洪水時に特化した水位観測を行うことを目的とした危機管理型水位計の観測所である。

2. 水防団待機水位

水防団待機水位は、水防法第 12 条第 1 項に規定される通報水位とし、表 1 に示す水位である。この水位に達した場合、観測機関は水位の状況を関係機関に通報しなければならない。

また、水防管理団体は、観測機関と密接な連絡をとり、気象その他状況により自発的に警戒をし、団体の召集準備その他適切な措置を講ずるものとする。

【設定基準】

- ①現況流下流量の約 2 割の流量に相当する水位
- ②平均低水位から氾濫危険水位までの下から 2.5 割の水位及び未改修河川区域については、堤防の上端までの 2 割の水位
- ③1 年に 5 から 10 回発生する程度の水位
- ④有堤部では、ほぼ高水敷に流水がのる水位
- ⑤その他

3. 氾濫注意水位

氾濫注意水位は、水防法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位とし、表 1 に示す水位である。この水位に達した場合、観測機関は水位の状況を公表しなければならない。

また、氾濫注意水位に達したときは、観測機関は直ちに水防本部及び関係水防管理団体等に連絡するとともに、水防団は、第 2 章により出動するものとする。

【設定基準】

- ①現況流下流量のほぼ半分になる水位
- ②平均低水位から氾濫危険水位までの下から 6 割の水位及び未改修河川区域については、堤防の上端までの 5 割の水位
- ③約 3 年に 1 回発生する程度の水位
- ④その他

4. 観測開始水位

観測開始水位は、設置した水位計が観測を開始する水位とし、表 2 に示す水位である。

5. 氾濫開始水位

氾濫開始水位は、氾濫が開始する水位で、左右岸の堤防高や河岸地盤高の低い水位とし、表 2 に示す水位である。

6. 水位の通報

- (1) 水防本部は、気象状況により洪水のおそれがあると認めた場合は、水位観測機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ水位状況を通報させるものとする。
- (2) 水位の通報については、県の防災行政無線、NTT 電話にて行うものとする。

表1 水位観測所

量水標名称	河川名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	位 置	種別	観測機関
稲積橋	財田川	2.2	3.0	観音寺市村黒町	テレメータ	西讃土木事務所
江藤橋	財田川	2.7	4.0	三豊市豊中町本山乙	テレメータ	〃
長瀬橋	〃	1.2	1.9	〃 山本町財田西	〃	〃
我久橋	〃	1.9	2.9	〃 財田町財田上	〃	〃
豊 橋	一の谷川	2.5	2.85	観音寺市坂本町	〃	〃
流岡橋	〃	0.8	1.0	〃 流岡町	〃	〃
黒渕橋	柞田川	2.2	2.8	〃 柞田町	〃	〃
木之郷橋	〃	1.4	2.0	〃 木之郷町	〃	五郷ダム管理事務所
井 関	〃	0.6	1.3	〃 大野原町井関	〃	〃
落 合	〃	1.0	1.8	〃 〃 〃	〃	〃
丸井橋	栗井川	1.3	1.8	〃 〃 丸井	〃	栗井ダム管理事務所
海老済	海老済川	1.1	1.6	〃 〃 海老済	〃	五郷ダム管理事務所
有 木	前田川	0.8	1.2	〃 〃 有木	〃	〃

表2 水位観測所（危機管理型水位計）

量水標名称	河川名	観測 開始水位	氾濫 開始水位	位 置	種別	観測機関
苧扱川	苧扱川	-1.23	堤防天端	観音寺市室本町	テレメータ	西讃土木事務所
鹿隅橋	財田川	-5.12	〃	〃 流岡町	〃	〃
古 川	一の谷川	-1.16	〃	〃 古川町	〃	〃
加儀田川	〃	-1.33	〃	〃 坂本町	〃	〃
唐井出川	唐井出川	-1.86	〃	〃 大野原町	〃	〃
吾妻橋	白坂川	-1.70	〃	〃 豊浜町	〃	〃
吉田川	吉田川	-2.21	〃	〃	〃	〃
関谷橋	四方堂川	-1.50	〃	〃	〃	〃

※観測開始水位は、氾濫開始水位を0mとした場合の水位（マイナス表示）

第4節 潮 位

1. 潮位の観測

(1) 潮位の観測所は次のとおりとする。

潮位観測所	港 湾 名	注 意 報 基準潮位	警 報 基準潮位	位 置	種 別	観 測 機 関
観音寺港	観音寺港	2.3	2.6	観音寺市観音寺町	テレメータ	西讃土木事務所

(2) 潮位観測者は、気象台の潮位表により潮位の変動に注意し、気象状況の通報を受けたとき又は高潮の危険が察知される場合、潮位の変動に注意しなければならない。

2. 潮位の通報

(1) 水防本部は、気象状況により、高潮の危険があると認めた場合、潮位観測機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ潮位状況を通報させるものとする。

(2) 潮位の通報については、県の防災行政無線、NTT電話にて行うものとする。

第4章 高堰堤・主要水門

表9. 高堰堤

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堰長	堤高	貯水量		
1	逆瀬池	柞田川 栗井川	113	23.8	439.3	観音寺市	観音寺市逆瀬池土地改良区
2	豊稔池	柞田川 柞田川	128	30.4	1,593	〃	豊稔池土地改良区
3	大谷池	柞田川 柞田川	292	16.9	928	〃	観音寺市大谷池土地改良区
4	河内池	吉田川 吉田川	187	17.8	243	〃	姥ヶ懐池水利会

表10. 主要水門

主要水門の担当者及び連絡方法については、次表のとおりとする。

名称	位置	水門操作担当者	連絡方法電話	備考
一の谷川水門	観音寺市観音寺町南	観音寺市	観音寺市下水道課 25-6890	一の谷川
苧扱大水門	〃 室本町字有明	西讃土木事務所	西讃土木事務所 25-1003	苧扱川
苧扱川水門	〃 〃	小林康利 (室本新田自治会)	観音寺市建設課 23-3935	〃
山田川大水門	〃 柞田町乙	高橋利夫 (柞田山田水利)	〃	山田川
柞田川井関大水門	〃 大野原町井関	豊稔池土地改良区	豊稔池土地改良区 54-2035	柞田川
宮ノ後水門	〃 豊浜町和田浜	山下裕二	観音寺市建設課 23-3935	宮ノ後水路
関谷水門	〃 豊浜町箕浦	三好久也	観音寺市豊浜支所 52-1200	四方堂川
新川水門	〃 豊浜町箕浦	山下裕二	〃	新川
堀切水門	〃 豊浜町箕浦	土田桂司	〃	四方堂川

第5章 水防用設備資器材の状況

観音寺市の備蓄資器材の配置場所及び数量等は、次のとおりである。

防災ステーション

名 称	管理者	所在地	備蓄資材・施設
財田川河川防災 ステーション	西讃土木事務所 観音寺市	観音寺市 流岡町	土砂 2,100 m ³ 仮設ブロック 260 個 水防・緊急時使用ヘリポート 1 式その他

品名		倉庫名						合計
		南署	茂木	コミュニティ 防災センター	江藤	豊浜防 災倉庫		
鎌 類	は ら い 鎌			15		5	20	
	鎌	19		145			160	
斧 類	片 手 お の			2		1	17	
	木 わ り	13		1			4	
道 具 類	番線切(クリッパー)	3		13			14	
	ペ ン チ			10			10	
	金 槌			9			9	
	の こ (片 刃)	8		41			49	
	シ ノ			20			20	
	か け 矢	5		29		3	36	
	タ コ ヅ チ			8			8	
	ジョウレン(竹)			9			9	
	ジョウレン (プラスチック)			143			143	
	ス コ ッ プ	17		420		14	448	

品名	倉庫名		南署	茂木	コミュニティ 防災センター	江藤	豊浜防 災倉庫	合計
	刃	口	5		30			33
	つ	る は し	4		12			13
	鉄	熊 手			3			3
	竹	ひ き ノ コ			9			9
	ポ	リ 缶			20		20	40
	バ	ケ ツ		90	5			95
	ド	ラ ム 缶		4				4
	鉄	ハ ン マ ー			10		2	12
	ジ	ョ ウ レ ン 鋏			10		1	11
	か	な			2			2
ロープ類	ロープ (赤)				10			10
	標識ロープ (12mm×200m)						7	7
鉄線類	番 線 (5 0 K)				5			5
	針 金 (5 0 K)							0
	金 網 (3 0 m)							0
照明具	メタルハライド投光機				5			5
	LED 防水型投光機				5			
	バルーン型LED投光機				5			
	発 電 機				14			14
杭類	鉄 杭 (大)				28			32
	鉄 杭 (小)				36		30	79
	鉄杭(1.5m無色)				30			30
	鉄杭(1.5m黄色)				66			66
	丸 鉄 パ イ プ				8			8

品名	倉庫名						合計
	南署	茂木	コミュニティ 防災センター	江藤	豊浜防 災倉庫		
	杉丸太(6m)		5				5
	杉丸太(3m)		120				120
	杉丸太(2m)		300				300
	杉丸太(1m)		10		30		40
	竹杭(2m)						0
	竹杭(1.5m)		310				310
	竹杭(0.8m)		50				50
	木杭(0.7m)		10			250	260
吠 類	ビニール土納袋	2,143		3,000		1,800	7,200
	ビニール土納袋(1トン)			30			30
	ビニールシート(10×10)			4			4
	ビニールシート(5.4×7.2)			11			11
	ビニールシート(5.4×3.6)			30			30
	UVシルバーシート (10×10)			4			4
	Tマット	2		2			4
	Tマット用(エンピ)シュート			3			6
そ の 他	月の輪工法用樋(塩ビ)		3				3
	月の輪工法用樋(木製)		3				3
	防火水槽表示ポール		20				20
	式台一式			1			2
	訓練用看板類			1	1		5
	一輪車			2			2